

令和 8 年度青梅市予算執行方針

令和 8 年度予算は、過去最大の 698 億 3 千万円、前年度比 43 億 8 千万円の増となった。

物件費や扶助費といった消費的経費が 12 億 3 千万円余の増、投資的経費も 28 億 2 千万円余の増となったことから、財政調整基金 13 億 5 千万円を取崩し、また市債についても前年度比 34 億 6 千万円余の増となっている。

市債の令和 8 年度末現在高は、一般会計では 311 億 4 千万円余で 45 億 2 千万円余の増となり、全会計合計では 648 億円余と 37 億 6 千万円余の増加が見込まれている。

また、基金の令和 8 年度末現在高は、財政調整基金が 76 億 2 千万円余と 12 億 8 千万円余の減となるなど、基金全体で 180 億円余と 22 億 3 千万円余の減少が見込まれる。

一方、財政指標については、財政力指数（3 か年平均）は 0.780 と令和 6 年度決算 0.776 より若干改善するものの、経常収支比率は 105.9%（令和 6 年度決算 98.7%）、実質公債費比率は 5.1%（令和 6 年度決算 3.3%）と悪化が予想される。

このような状況を踏まえ、令和 8 年度予算の執行に当たっては、予算措置された各事業の目的や目標の達成はもちろん、最小の経費で事業を実施し、最大の効果を上げること。

常に、国や都の政策動向の把握に努め、執行段階においても遺漏なく財源を模索し、その獲得に全力を挙げること。

なお、詳細については、下記のとおりとする。

記

1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正に予算執行すること。
- (2) 投資的事業については、起工および発注を早期に行うとともに、起工段階において、コストのさらなる縮減を図ること。
- (3) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明

責任を果たせるよう、適正に執行すること。

- (4) 新たな予算措置が必要となった場合、また、工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生したときは、必ず財政課長に報告、協議すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体を的確に把握し、異動処理等における調定の早期化を図ること。

- (2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納付を促進し、収納率を向上させること。

滞納整理による執行停止および不納欠損等については、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理において、関係法令を遵守し適正に行うこと。

- (3) 各種負担金・使用料等については、納期内納付を促進し、未収金は、早期に回収すること。

- (4) ふるさと納税による寄付金を増やすため、返礼品の拡充について、セクションを超えて連携し、積極的に取り組むこと。

- (5) 一般財源で実施している事業については、他団体における財源確保の取組状況等の情報を積極的に収集し、当初予算の歳入に未計上であっても、可能な限り財源の確保に努めること。

- (6) 補助金等の交付申請において、補助対象経費に会計年度任用職員報酬等が含まれる場合には、対象の会計年度任用職員にかかる「期末手当」、「勤勉手当」、「社会保険料」および「健康診断委託料」を職員課等に確認し、遺漏なく計上すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 国や都の補助金などの特定財源の確保を前提とした事業においては、特定財源が予算額に比して著しく減額される見通しとなった場合に、一般財源での負担が増えてしまうことから、原則として、事業内容の見直し、もしくは執行停止とする。

- (2) 補助金等の交付に当たっては、「補助金交付規則」などにより、補助の目的、内容を明確にし、透明性の確保を図り適正に執行すること。

交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。

また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、検証すること。

運営費等への補助で繰越金があるものについては、補助の必要性等を確認すること。

補助金等については、当然に予算の範囲内で執行されるべきものであることから、補助金申請額が予算額を超過することがないように、適切に予算の執行管理をすること。

- (3) 事務の効率化や見直し等に留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。なお、これにより、臨時的な支出が生じる場合や後年度負担が見込まれる場合には、財政課長と協議すること。
- (4) 入札により生じた契約差金については凍結、執行停止とする。
- (5) 予算の流用は、執行上やむを得ない場合に限り認められるものであり、緊急性や外的要因がないものについては、原則として認めない。
- (6) 支出負担行為、支払い事務の処理等の手続は、別添「予算執行における手続等」を遵守し、適正に伝票処理すること。

以 上